

## 南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質ペレットストーブ又は薪ストーブ（以下「ペレットストーブ等」という。）を購入する費用の一部を補助するために交付する南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、南部町補助金等交付規則（平成16年南部町規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内に住所を有する者であること。
- (2) ペレットストーブ等を設置する者（以下「設置者」という。）が町税その他町に納付すべき料金を滞納していないもの（町長が特に認める場合を除く。）であること。
- (3) 補助金の交付の申請を行う日の属する年度の3月末日までにペレットストーブ等を購入し、設置者が居住する町内の住宅等に設置を完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けたことがある者は、対象者となることはできないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、木質ペレットストーブ等の本体購入に要する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額当該得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、当該得た額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) ペレットストーブ等の仕様等が確認できるカタログその他の書類の写し

(2) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、規則第8条の規定により、補助金の交付を決定したときは、南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、規則第11条の規定により、交付決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金変更申請書（様式第2号）に、変更の内容が分かる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(変更承認)

第8条 町長は、規則第11条及び前条の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金変更承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた申請者は、規則第18条に定める実績報告をしようとするときは、南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 設置が完了したことがわかる書類

(2) 領収書その他設置に要した費用の額がわかる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに木質ペレットストーブ等の本体を購入した者又は購入に係る契約を締結した者であつて、第2条第1項各号の規定のいずれにも該当する者は、同項に規定する対象者とみなす。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

様

南部町長

南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書により申請のあった南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金について、南部町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

交付決定額

円

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所  
氏 名

南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金変更申請書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更したいので、南部町補助金等交付規則第11条第1項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	南部町木質ペレットストーブ等 購入費補助金
交付決定額	
変更後の額	
差 引	
変更の時期	
変更の理由	
添付書類	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

南部町長

南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金変更承認通知書

年 月 日付 第 号の申請書により申請のあった南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金の変更申請について、南部町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第11条第1項において準用する第6条第1項の規定により、下記のとおり承認したので、第11条第2項において準用する規則第8条第1項の規定により通知する。

記

変更交付決定額

円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所  
氏 名

南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、南部町補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	南部町木質ペレットストーブ等購入費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定		
実 績		
差 引		
添 付 書 類		